

全国弁護士会の代表と、仙台の弁護士会の会長をしている新里です。今日第二回の口頭弁論だということで、参加をさせていただきました。

2月2日の仙台ホットラインの、最初のホットラインでしたが、ほんと一番目に電話をしてくれたのが北さんでした。そういうことがあるもんですから、本日は参加させていただきました。

今日の意見陳述も非常に素晴らしい内容でした。先ほどみなさんと一緒に再度確認しましたけれど、わかりやすい言葉でお話ししていただいたのかなあとと思います。

今日のなんとなく一番の重い言葉は、「除斥期間」ですね。被害を受けた時から20年経つと…（中略…というか記録なし）

…国が除斥期間にこだわらない国家賠償の特別法を作るべきだったんじゃないか。当たり前ですよ？

それなのに、国が何を言っているかという、今日の東京の裁判では、「国賠法があったんだから、それで請求すればよかったんだから、特別法を作る必要なんかない」と。

何を言ってるんだと私は言いたい。矛盾してるんです。ほんとにこの、飯塚さんが声をあげて救済できればっていうのが残念ながら除斥期間の壁。でも今その壁が、今国を追い詰める切り札になっている。

全国では13名の原告が裁判を提起しています。そのうちの10名の方が実際に手術を受けた方、3名がその配偶者の方、家族形成権を侵害されたという形で提訴しています。仙台では、11月28日に次の裁判です。そこでは、どういう法律を作るべきだったかという書面をきちっと出す予定です。そして、2月8日には、今日来ている飯塚さんと佐藤さん（お姉さん）が尋問を受けて立ちます。そして、3月20日には整理のための口頭弁論期日が入っています。非常に速いペースで裁判が進んでいます。

私はこの裁判やったら10年かかって、もしかしたら負けてしまうんじゃないかという思いで、裁判だけはやりたくないと思いましたが、みなさんがこんなに支援をしてくれる、今日もここにメディアの方がたくさんいらっしやって、そのメディアの方も、これはなんとかしなきゃいけないと共有していただいた。そして、大きく裁判所、更に言えば、国会議員の方々も少しずつ動かしてきたというのが現状じゃないでしょうか。

やっぱり私たちはきちっと裁判で勝ち抜くんだという覚悟がなければ、今出た補償制度、被害回復の制度自体が、歪曲化されたものになりかねない。私はきちっと被害を訴え続けて、そして多くの方が提訴を続けていくことが、国を追い込んで、そして、私たちが、そして、被害者の方が満足できる制度ができていくのではないかなという風に思っております。

今朝の報道でも私の名前が出たりしていましたが、与党のワーキングチームから昨日連絡いただきました。もし意見があるのであればお話させていただきたいということですので、今日の思いを語ってきたい。

それから、私自身は、後で弁護団声明の関係で少し出ますけど、急遽スウェーデンに行ってきました。

スウェーデンが20年前に補償制度を作っていた、それが参考になるのかな、バラ色になるのかな、と思いましたが、必ずしもそうではありません。

実質的な強制不妊の被害者、2万5千から7千と言われていますが、救済されたのは2千人でした。7~8%。

それから、補償の制度を申し込んだ人の1/4が却下された。基準が非常に厳しかったようです。

それから、申請をしてから認定されるまでの間に50人の人が亡くなったそうです。そして、その人は救済を受けられなかったそうです。

それから、救済委員会という裁判官が独立性の高い救済の制度ができたそうですが、それに対して、国もそうですが被害者も異議が出せなかった。それで、さっき言ったように、1/4が却下された。それでいいんだろうか、と。

調査をしてみると、いいこと悪いこと、そして、スウェーデンでは50年以上の医療記録が全て残っていたそうです。けれども、本人のほうにはきちっとした通知はなされなかったようです。

ですから、2万7千人の被害者のうち、救済されたのが2千人。

日本の場合、3033名の特定する被害者の方が出てきた。最近河北新聞でも、4百何名の新しい名前が出てきました。よかったあと私は思いました。でも、本当にこの人たちが救済されるんですか。

先ほど出ましたが、プライバシーを守ることも大事です。

しかし、「本当に申し訳なかった」と国が謝罪をして、ごめんなさいって言ったときに「しょうがないなあ」という話になるのではないのでしょうか。

障害者が知らないうちに手術をされて、知らないうちに補償制度ができて、知らないうちに時限立法で補償制度がなくなっている、それは私たちが望んだものではない。原告の人たちが望んだものでもないのではないのでしょうか。

そして、これからは、特にいろんな人、今日は育成会の方も来ていただきました。いろんな障害者団体の方も集ってきています。

どうやったら本当に多くの被害者の方が救済される仕組みになるのか、障害者団体の皆さまと一緒に協議しながら進めていく、そしてそれが国の制度となるべきじゃないのかなと

思っています。

まだまだこれから闘っていかなくてはなりませんけど、皆様のお力でここまで来たのかなあと。

私も1月の30日に提訴したとき、ここまでは思っておりましたが、みなさんの大きなこれまでの怒りが爆発してここまで来ているのかなと思っています。

ということで、これからはますますみなさまと頑張っていきたいと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。